

日程第11 請願第2号 国保税の引き下げを求める請願について と日程第12 請願第3号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める請願について の2件

○議長（井上勝彦君）日程第11 請願第2号 国保税の引き下げを求める請願について と、日程第12 請願第3号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める請願について の2件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 11番 土井君。

〔11番（土井裕美子君）登壇〕

○11番（土井裕美子君）それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る12月8日の本会議において、本委員会に付託された請願第2号 国保税の引き下げを求める請願について、請願第3号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める請願について を審査するため、12月13日に委員会を開催し、慎重審査の結果、請願第2号については、賛成少数で不採択とすべきもの、請願第3号については、全会一致で採択すべきものと決しましたので、以下の概要を報告します。

請願第2号の趣旨は、国民健康保険は年間所得200万円以下の加入者が大半を占める中、国が国庫負担金を削除し、加入者に増税を強いたため、大きな負担が市民にのしかかっている。

一方、本市の国保会計は、約5億円の基金を保有し、また平成21年度に国保税を値上げした結果、単年度で2.5億円の黒字であることから、市民の暮らしと健康を守るため、①1

世帯当たり国保税1万円の引き下げ、②失業や廃業などによる所得の激減、生活保護基準以下の所得になった場合の国保税の減税・免除などの橋本市国民健康保険税条例第26条の対象世帯の拡充を求めるものである。

委員から、当局に対し、国民健康保険税を納期までに納付できない加入者数について 追加があり、平成22年度においては、1,934人である との答弁がありました。

国民健康保険特別会計の黒字額について 追加があり、平成21年度については、20年度より約2億6,000万円を繰り越しているが、そのうち1億円は20年度に基金を取り崩したものであり、さらに21年度中に国の調整交付金等に係る返還金を差し引けば実質的な黒字額は約8,000万円となる。22年度についても同様に算定すれば、実質的には、約7,000万円の黒字となる との答弁がありました。

基金を積み立てる目的と必要な基金の保有額について 追加があり、医療費について 予測が非常に難しい中、毎年慎重に予測を立てているが、想定を範囲を超えて高騰した場合などに対応するため、基金を保有する必要がある。保有額については、医療費の3カ月分もしくは、保険給付費の5%程度が目安とされる中、本市では医療費の3カ月分程度が必要と考えている。しかし、これは十数億円に相当するため、現在は約6億円の保有にとどまっているが、よほどの流行性の疾病が蔓延しない限り対応可能と考えている との答弁がありました。

1世帯当たり国保税を1万円引き下げた場合、国保会計の運営にどのような影響が出るのか との追加があり、平成24年度予算に

において医療費支出見込みに対する税込、交付金など収支のバランスがとれる状態にあると想定し、さらに現実的にはあり得ないが、比較しやすくするため、基金、繰越金は考慮せず、後期高齢者支援金、介護保険料負担分、被保険者数、世帯数、所得状況、前期高齢者交付金等はそのまま推移し、25年度以降の医療費の伸びを年3%と仮定し、シミュレーションを行っている。24年度に税額を1万円引き下げた場合、24年度は9,060万円、25年度は1億5,060万円、26年度は2億1,240万円の財源不足が生じ、それぞれ基金の取り崩しで補う必要があるが、27年度で基金を使い果たすことになる。このような状況に陥れば、27年度、28年度ごろに21年度以上の増税が必要になると予測しているとの答弁がありました。

請願項目2の国保税額の減免・免除の対象世帯の拡充について検討の余地はあるかとのただしがあり、低所得者に対する一律減税については財源的に実施は難しいが、国で検討中の低所得者対策の動向を見守りたいとの答弁がありました。

紹介議員に対し、国保会計において、実質黒字額及び基金の保有額は大きな割合を占めているわけではなく、決して余裕のある会計運営となっていない。保険財政の安定的な運営を行う観点から、基金等を充当した保険税の減額は妥当と考えるかとのただしがあり、どの程度の基金の保有が必要と考えるかは、自治体によって非常に異なっており、大阪府下では少しでも加入者の負担を減らす観点から基金を保有していない自治体が多く、想定以上に医療費増などが生じた場合は、一般会計からの補填等で対応していることから、本市でも対応可能と考えるとの答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から国保会計は黒字決算で基金も保有しており、国保税の引き

下げを求める請願の趣旨も十分理解できるが、請願内容どおりの一律1万円に限定した引き下げを実施すれば、経常的な収入で、経常的な支出が賄えず、基金を取り崩した上、最終的には大幅な増税も考えられることから、本請願に反対するとの討論がありました。

賛成の立場から、赤字を避けるため21年度で増税した結果、黒字決算となったことは、市民の大きな怒りのもととなっており、黒字分の還元を含め、1世帯一律1万円の引き下げは、市民の切実な願いであると考え、本請願に賛成するとの討論がありました。

反対の立場から、請願趣旨には賛成できるが、加入者によって所得状況が違う中、一律に1世帯1万円の国保税引き下げは、安定的、継続的な保険制度の運営、また財政の健全化の観点から、賛成できないため、本請願に反対するとの討論がありました。

請願第3号の趣旨は、医療現場は長時間過密労働に加え、医療技術の進歩や医療安全への期待の高まりなどで、看護職員などの労働環境は厳しさを増し、離職者も多く、深刻な人手不足になっている。安全で行き届いた医療・看護・介護の拡充を図るため、①看護師など夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とする。②医療・社会保障予算を増やし、医師・看護師・介護職員などの大幅増、③国民負担を減らし、安全、安心の医療・介護の実現の3点について、関係機関に意見書提出を求めるものである。

委員から、当局に対し、看護師などの夜勤交代性労働者の労働時間について、1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上を求めているが、市民病院の労働環境はどうなっているかとのただしがあり、市における看護師の労働時間は、1日8時間、週40時間である。また、勤務体制が日勤・準夜・深夜と

なっており、日勤の看護師が夜勤対応するため、勤務間隔は8時間である。7対1の看護体制が実現できれば、週32時間以内、勤務間隔12時間以上の実施が可能となる との答弁がありました。

7対1看護が実現すれば、病院経営にどのような影響があるか とのただしがあり、7対1看護の実現によって、約2億3,000万円の収益増が見込まれ、約1億8,000万円の人件費増を差し引いても、5,000万円程度の増収が図られる。加えて、職員の労働環境が改善されることになる との答弁がありました。

看護師の離職の主な理由に労働環境の厳しさがあり、労働環境の改善が看護師の確保の大きく影響すると考えるが、市民病院の実態はどうなっているか とのただしがあり、厚生労働省の調査においても、労働環境の厳しさから健康を害し、退職するケースが多いとされており、また市民病院は急性期病院であり、特に激務になることから例外ではない との答弁がありました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（井上勝彦君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、請願第2号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

（「賛成討論」と呼ぶ者あり）

○議長（井上勝彦君）反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。賛成討論ですか。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）国保税引き下げを求め

る請願について、委員長報告は不採択とのことですが、採択すべきとの立場で討論を行います。

橋本市の国民健康保険事業は、大変な現状にあります。749世帯が滞納、分納を含めれば1,934世帯が完納できない実態、約5世帯に1世帯が十分な納税ができない、払いたくても払えないと苦しんでいます。預金の差し押さえなどの強制徴収で生活できないと、市民の悲痛な叫びが聞こえてきます。さらに滞納者に対するペナルティとして短期保険証発行件数450件、保険証の取り上げ（資格証明書発行件数）138世帯と、年々増加傾向にあります。国民健康保険法第1条の目的、社会保障としての国保事業とは言い難い現状にあります。これらを招く最大の原因は、高い国保税にあると考えます。高い国保税にならざるを得ないのは、国の負担金が50%から25%に削減されているからです。これをもとに戻させる運動が必要であります。少しでも国保税の引き下げができないかと、議員が橋本市の国保財政を正確に掌握するには決算書しかありません。1年間の歳入の合計と歳出の合計、歳入歳出差引額は、21年度2億5,000万円の黒字、22年度2億6,000万円の黒字となっています。国保世帯は約1万世帯ですから、1万円の国保税引き下げは1億円あれば可能と考えました。まだ余裕があります。しかし、当局は、21年度の黒字は8,000万円、22年度は7,000万円であると説明をしています。当局が正しいとすれば、決算書策定後、支出があったことになり、正確でない決算書を議会に提出していることとなります。これは本題ではありませんが、今後、23年度決算から実質収支が明確な決算書に改めていただきたい。苦言を呈しておきます。請願審査の中で1世帯1万円の引き下げは、国保財政を悪化させるから反対、1世帯1万円の引き下げは余裕のある

世帯も対象となり民主党政治のばらまきと同じで反対、また、できるものなら引き下げを、こうした声が出されました。私、紹介議員の1人として述べたいことは、機械的に全世帯1万円の引き下げを求めているのではなく、平均1世帯1万円の引き下げを求めていること、2,376人の請願者は1円でも国保税を引き下げていただきたい、この強い思いであることを申し上げ、賛成討論とします。

以上です。

○議長（井上勝彦君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第2号 国保税の引き下げを求める請願について を採決いたします。

委員長報告は、不採択であります。

本件は、採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

再度、申し上げます。

国保税の引き下げを求める請願について を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

本件は、採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（井上勝彦君）起立、少数であります。

よって、請願第2号は不採択と決しました。

次に、請願第3号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、請願第3号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める請願について を採決いたします。

委員長報告は採択であります。委員長報告

のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択されました。